

## 《家庭養育優先原則の徹底の3本柱②》

### 5. 里親等への委託の推進に向けた取組み

改正児童福祉法では、子どもの「家庭養育優先原則」が明記され、国及び地方公共団体は、虐待や何らかの事情により児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては、家庭と同様の養育環境、すなわち里親やファミリーホーム（以下、「里親等」という。）での養育が優先されるよう、必要な措置を講じなければならないこととされました。

また、「新しい社会的養育ビジョン」において、里親等委託率の数値目標等が示されましたが、「家庭養育優先原則」を実現するためには、まずは里親委託の前提となる登録里親数の増加が不可欠となっています。

このため、里親等への委託子ども数の見込みを推計し、本県の実情を踏まえた上で、本県における里親等委託率の目標設定を行い、「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、2つ目の柱として、里親等委託の推進に向けた計画を策定するものです。

#### (1) 本県における里親等委託率の数値目標、及び里親等への委託子ども数の見込み

【山形県における里親等委託率の目標値】

区分（指標）	現状（H30）	令和6年度	令和11年度
3歳未満（0～2歳）	40.0%	57.5%	75.0%
3歳以上就学前（3～5歳）	42.3%	58.7%	75.0%
学童期以降（6～18歳）	15.9%	23.8%	31.7%
合計	20.6%	30.2%	39.7%

※現状はH30.11.1現在

政府目標値

乳幼児

3歳未満 75%以上（概ね5年以内）

3歳以上就学前 75%以上（概ね7年以内）

学童期以降 50%以上（概ね10年以内）

【基本的考え方】

○本県の実情を踏まえつつ、政府の目標を念頭に置き、以下のとおり本県の里親等委託率の目標設定を行った上で、里親等委託の推進に取り組んでいきます。

- ①乳幼児（就学前）については、安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎をつくる時期であることから、優先して里親委託を行うことが必要と考え、政府の示す数値目標に準じて、75%の高い里親等委託率を目標とします。
- ②学齢期以降の子どもについては、家庭内でのトラウマ体験等により里親等の家庭養育に強い不安を持つ児童や、施設での生活を希望する児童がいること、乳幼児の委託を希望する里親登録者が多いという本県の実情も踏まえて、政府の示す数値目標を下回る、31.7%（※）に設定しました。
- ③本県の実情として、養育里親への登録は、養子縁組希望と併せて登録している割合が高く、施設代わりとなる養育里親のみの登録者は37世帯（平成30年度末）とまだまだ不足している状況にあります。子どもと里親の相性もあり、里親委託の不調が生じないように、マッチングができる里親数を増やしていくことも、子どもの最善の利益にとって重要であることから、本県ではいずれの年齢区分においても計画最終年度（令和11年度）を達成期限として設定し、10年間で里親の登録数を確実に増加させながら、里親等委託を推進します。

※子どもへのアンケート（表12参照）では、35.1%の子どもが「家庭養育優先」について「よい」と回答しており、アンケート外の小1～小3についても考慮し、概ね4割の子どもが里親委託を希望すると想定。委託率の高い【算式1】（25頁、表9）の数値（79.1%）の4割相当である31.7%を目標としました。

<表12> 家庭養育優先原則について子どもへのアンケート結果 （単位：人）

回答区分	回答数	家庭養育優先について				どこで生活してみたいか					
		よい	わるい	どちらとも言えない	未回答	里親	FH	グループホーム	養護施設	その他	未回答
児童養護施設退所者	25	10	5	12	1	2	0	5	20	1	1
児童養護施設入所児童	134	43	17	51	23	17	5	8	46	46	12
ファミリーホーム委託児童	6	4	0	2	0	0	4	1	0	1	0
養育里親委託児童	6	3	0	0	3	4	0	0	0	0	2
計	171	60	22	65	27	23	9	14	66	48	15
割合		35.1%	12.9%	38.0%	15.8%	13.5%	5.3%	8.2%	38.6%	28.1%	8.8%

**【里親等委託が必要な子ども数の見込み】**

区分／年度	現状 (H30)	令和 6 年度	令和 11 年度
里親等委託が必要な子どもの数	51 人	74 人	91 人
3 歳未満 (0～2 歳)	8 人	12 人	14 人
3 歳以上就学前 (3～5 歳)	11 人	15 人	18 人
学童期以降 (6～18 歳)	32 人	47 人	59 人

※現状は、H30. 11. 1 現在で里親等委託されている子ども数

- 「代替養育を必要とする子ども数の見込み」(表 6) と前述の本県の里親等委託率の目標値により算出した、「里親等への委託子ども数の見込み」は上記のとおりで、現状から 40 人増加する見込みです。

<表 6> (再掲) 代替養育を必要とする子ども数の見込み (単位 人)

区分／年度	現状(H30)	令和 6 年	令和 11 年
代替養育を必要とする子どもの数	266	245	229
3 歳未満 (0～2 歳)	22	20	19
3 歳以上就学前 (3～5 歳)	28	26	24
学童期以降 (6～18 歳)	216	199	186

※現状は平成 30 年度末の措置児童数 (240 人) に潜在的需要等を考慮した数値

**(2) 県内の里親の状況**

- 本県の登録里親数は、表 13 のとおりです。平成 28 年度までは、緩やかに増加していましたが、直近 3 か年は横ばいの状況にあります。
- 本県の里親登録者は、養子縁組里親が 5 割を超えています。また、養育里親であっても、最初の委託は、乳幼児や小学校低学年を希望する場合は多い現状です。
- 養子縁組里親と養育里親の双方に登録している里親が多く、代替養育を行う上で中心となる養育里親のみの登録者は 37 世帯(18 人委託 H30 年度末) の状況で、現状の登録者数は十分とは言えません。
- 4 年間 (平成 26 年度末～30 年度末) の平均増加率は 4.8%となります。

＜表 13＞ 登録里親数の推移（各年度末時点）（単位 世帯）

里親区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	増加率 (H26→H30)
養育里親	65	72	84	83	83	27.7%
専門里親	8	8	8	10	9	1.1%
養子縁組里親	49	55	61	51	53	0.8%
親族里親	3	2	2	1	1	△67.0%
合計(重複除く)	78	85	96	93	93	19.2%(平均4.8%)

[福祉行政報告例]

○平成 30 年度末では、ちょうど 3 分の 1 の里親世帯に子どもを委託しています。平成 29 年～30 年度の 2 年間で受託率が 10%以上上昇しています。

(表 14 参照)

＜表 14＞ 受託里親数の推移（各年度末時点）（単位 世帯）

里親区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	増加率 (H26→H30)
養育里親	13	13	15	24	24	84.6%
専門里親	0	0	0	1	1	—
養子縁組里親	1	2	5	3	5	400%
親族里親	3	2	2	1	1	△200%
受託率	21.8%	20.0%	22.9%	31.2%	33.3%	—
合計	17	17	22	29	31	82.4%

※受託率は「受託里親数÷登録里親数」

[福祉行政報告例]

○里親委託数の推移は、表 15 のとおりです。平成 30 年度末では、複数の児童を預かっている里親が 5 世帯あり、31 世帯に 37 人の子どもが委託されています。2 人目以上として委託されている子どもの割合は、5 年間の平均で 18.0%です。

＜表 15＞ 里親委託数の推移（各年度末時点）（単位 人）

里親区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	増加率 (H26→H30)
養育里親	16	16	23	29	28	75.0%
専門里親	0	0	0	1	2	—
養子縁組里親	1	2	1	3	6	500%
親族里親	4	3	3	2	1	△300%
合計	21	21	27	35	37	76.2%
2 人目以上割合	19.0	19.0	18.5	17.1	16.2	平均 18.0%

[福祉行政報告例]

○ファミリーホームへの委託の状況は、表 16 のとおりです。平成 29 年度は、ファミリーホーム 1 か所が休止（里親委託として継続）しましたが、平成 30 年度から再開しています。

<表 16> ファミリーホーム委託数の推移(各年度末時点)

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所	2 箇所	3 箇所
定員（計）	18 人	18 人	18 人	12 人	18 人
委託児童数	15 人	15 人	14 人	11 人	11 人

[福祉行政報告例]

### (3) 必要な里親数の確保の見込み

- 本項（1）のとおり、令和 11 年度の里親等委託率の目標を達成するためには、91 人の子どもの里親等委託が必要となります。
- ファミリーホームの現状「3 箇所 18 名定員」が続くと想定した場合、令和 11 年度においては、『73 人』（91 人－18 人）の子どもの里親委託が必要となります。
- その上で「2 人目以上として委託される子どもの割合の平均 18.0%」が続くと想定すると、73 人の子どもの 13 人が 2 人目以上となり、必要な里親は『60 世帯』となります。
- （3）に示した過去 5 年間（平成 26 年～30 年度）の状況を踏まえ、「登録里親数の平均増加率 4.8%」「平成 30 年度末の受託率 33.3%」が今後も継続する場合、令和 11 年度における里親数の確保の見込みは以下のとおり、「49 世帯」となり、「11 世帯不足」となります。

登録里親数推計（平均増加率を維持した場合）

（単位：世帯）

年度	現状	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
年 4.8%増加	93	97	102	107	112	118	123	129	135	142	149

※現状は平成31年4月1日

受託里親数推計（現状受託率を維持した場合）

（単位：世帯）

年度	現状	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
33.3%受託	31	32	34	36	37	39	41	43	45	47	49

※現状は平成31年4月1日

- 里親数の確保のためには、現状を上回る「登録里親数」の増加と、「受託里親数（受託率）」の増加に取り組む必要があります。
- 本県の里親等委託率の目標達成に向け、「登録里親数の年 5%増加」及び「40%の受託率」を一つの指標として、必要な里親数の確保に取り組んでいきます。

登録里親数及び受託里親数の目標値（増加率5%、受託率40%）（単位：世帯）

年度	現状	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
年5.0%増加	93	98	103	108	113	119	125	131	137	144	151
40.0%受託	31	39	41	43	45	48	50	52	55	58	60

※現状は平成31年4月1日

#### （４）フォスタリング業務（里親に関する業務）の包括的な実施体制の構築

##### 【基本的考え方】

- 本県の場合、村山・最上・置賜・庄内の4地域それぞれに児童養護施設（5施設）がバランス良く配置され、地域に根ざした取組みがなされていることが、大きな強みとなっており、里親を推進するに当たっては、4地域ごとの推進方策と体制構築を目指していきます。
- そのため、県の実施体制については、一つの機関に一連のフォスタリング業務を包括的に委託するのではなく、県（児童相談所）が業務全体を統括しながら、県里親会、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等関係機関との連携を強化して、県全体で里親委託の推進を図っていきます。
- 実施に当たっては、関係機関との役割分担を明確にした上で、「里親制度の普及・啓発」「里親のリクルート・アセスメント」「里親の資質向上（研修）」「マッチング支援」「里親養育支援（アフターケア）」に取り組んでいきます。

##### 【現状】

- 各児童相談所において、里親委託児童の安心・安全な生活を保障すること等を目的に委託開始時に支援関係者で構成した、「里親養育支援委員会」を立ち上げ、委託中の継続した支援を実施しています。
- 各児童相談所には、専任ではありませんが、里親支援を担当する児童福祉司がおり、地区担当児童福祉司と連携しながら里親支援を行っています。
- 本県では、山形県里親支援機関指定要綱（国の「里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱」に基づく）により、以下①～③を里親支援機関として指定しています。各支援機関は、「山形県里親支援機関活動要領」に基づいて活動しています。
  - ①子ども家庭支援センター「チェリー」を中核里親支援機関として位置づけ、業務の一部を委託しています。里親推進員が配置され、県全体の里親支援ネットワーク形成を図るとともに、里親に関する情報の収集・整理及び関係機関との共有により里親委託の推進を支援しています。
  - ②県内5か所の児童養護施設全てに里親支援専門相談員が配置されており、地域里親支援機関として、地域における里親支援の拠点となり、各担当地

域の里親等とネットワークを形成し、関係機関と連携しながら里親支援を実施しています。

- ③一般里親支援機関として、県内2か所の乳児院と児童家庭支援センター「シオン」が、地域里親支援機関に準じた取組みを実施しています。
- 各乳児院においては、委託前の子どもとの交流や里親候補者への養育トレーニング等マッチング支援を実施しています。
- 里親会として、「山形県里親会」が活動し、研修や里親同士の交流、里親制度の普及啓発等を実施しており、県では活動助成を行っています。

#### 【課題】

- 登録里親数の増加だけではなく、委託後の里親及び里子の暮らしやすさにも繋がることから、県民の里親制度（特に養育里親）についての関心、認知度を上げる必要があります。
- 児童相談所が中心となって業務を行っていますが、児童虐待対応件数の増加等により、児童福祉司の業務量が増加し、兼務では里親支援担当として十分な里親支援を行うことが難しくなっています。
- 地域毎の里親支援体制は【現状】のとおり整ってきておりますが、実際の里親委託の推進の状況（登録里親数、ファミリーホーム設置状況など）には差があります。子どもが生活している地域で里親委託を受けることができるよう、地域ごとの里親の確保に向けた施策の検討が必要です。
- 里親委託中は、児童相談所を中心に「里親養育支援委員会」で里親支援を実施していますが、委託解除後の里親や子どもへの支援体制についても検討が必要です。
- 活用できる制度はあるものの、里親のレスパイト・ケア（※）や里親サポーター派遣の利用状況は低調で、制度の利便性について、利用する里親の視点からの検証が必要です。  
※里親が一時的な休みを取るために子どもを施設で預かる制度
- 県内4地域で「新規里親相談会」を開催していますが、令和元年度は計13名の参加者で伸びがなく、広報やリクルートの手法を再検討する必要があります。
- 里親会の活動について、子どもが未受託の里親の参加が少ない状況があります。
- 児童養護施設から里親委託された事例が少ないため、児童養護施設においては、マッチング支援のノウハウの蓄積が不足しています。

## 【取組】

- 県は、里親支援機関の役割分担を整理し、「山形県里親支援機関活動要領」を改正します。
- 令和4年度までに各児童相談所へ里親養育支援児童福祉司を専任により配置し、フォスタリング業務の統括に注力していきます。
- 各里親支援機関によるワーキンググループ活動において、各地域の実情と課題を整理し、地域毎の里親委託の推進方策を検討していきます。

### <里親制度の普及・啓発>

令和2年度に県民の里親制度についての認知度を高めるリーフレットの作成に取り組みます。広報に当たっては、SNSの活用や市町村、医療・教育機関との連携等、新たな手法を導入していきます。

### <里親のリクルート・アセスメント>

従来の里親への応募を待つ形の普及・啓発活動だけではなく、児童福祉関係者や教育関係者、そのOB・OG、シニア層や子育て世代まで対象を広げ、それぞれにターゲットを絞った「攻めるリクルート」にも取り組んでいきます。

### <里親の資質向上（研修）>

里親登録前・登録後及び更新研修等において、研修内容の充実により資質向上を図るとともに、里親会への支援を通じて、未受託の里親も参加がしやすい研修・交流会の開催に配慮していきます。

### <マッチング支援>

各乳児院で実施されているマッチング支援を充実し、未受託の里親の養育トレーニングにも取り組み、里親登録者の資質向上を図ります。また、児童養護施設におけるマッチング支援についても、各里親支援機関によるワーキンググループ活動において検討していきます。

### <里親養育支援（アフターケア）>

委託解除後の里親支援、里親支援制度の活用等、本県における里親支援の見直しを図るに当たっては、里親登録者へのアンケート調査を実施した上で、実効性のある支援策の検討を行っていきます。

(アンケート資料4)

**【養育里親、ファミリーホームに関する子どもの意見】**

対象：養育里親、ファミリーホームに措置されている小学校4年生以上の全ての子ども（18人中12人が回答）

(Q8) あなたの今の生活で楽しいことを教えてください。(自由記述)

(A8)

外食	3人
学校	2人
カラオケ	1人
自転車	1人
猫	1人
バイオリン教室	1人
テレビ	1人
ゲームやおやつ	1人
里親さんとの普段の生活	1人

(Q9) あなたの今の生活で嫌なこと、つらいこと、困っていることを教えてください。(自由記述)

(A9)

なし	7人
何かにしばられているみたいで居づらい	1人
うるさい、部屋に入ってこないで欲しい	1人

(Q10) 里親、FHでの生活をよくするために、してほしいと思うことを教えてください。(自由記述)

(A10)

なし	7人
よくしてもらっている	1人